



「東京2020大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し 料金上乘せにならないための手続きのご案内 (障がい者・福祉関係車両)

下記の車両は**事前申請**すると**料金上乘せの対象外**となります

ETC搭載車限定

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

対象となる障がい者手帳：①身体障害者手帳 ②療育手帳（愛の手帳） ③精神障害者保健福祉手帳

- 本人が運転または同乗するものに限る（1人につき1台まで申請可能）。■ 障がいの種別・程度は不問

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- 施設等の利用者が同乗するものに限る。

ご確認ください> 以下の場合は「**申請不要**」で料金上乘せの対象外となります。

「有料道路における障がい者割引制度」の適用を受ける方 ※「障がい者割引」について詳しくはHPへ

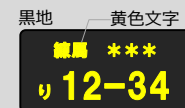
※障がい者割引制度の適用を受ける方は、ETC車・現金車どちらも料金上乘せ対象外



一般に、ナンバープレート色が「**白地に緑文字**」または「**黄色地に黒文字**」の自家用車両のうち、分類番号が「**4****」または「**6****」または「**8****」の車両



一般に、ナンバープレート色が「**緑地に白文字**」または「**黒地に黄色文字**」の事業用車両



首都高速道路の5車種区分における「**中型車**」「**大型車**」「**特大車**」

申請時期により「料金上乘せ対象外となる期間」が異なります。早めの申請をお願いします。

申請期間

2020. **5.22** 消印有効 ▶

料金上乘せの対象外となる期間



申請期間（第2期）2020.7.1 ~ 7.31（予定）▶

※パラリンピック開催期間中のみが対象となります。
なお、上記申請期間は、現時点での予定です。決まり次第、改めてお知らせいたします。
オリンピック開催期間から料金上乘せの対象外とするためには、**5月22日までに申請が必要**です。

第2期受付分の料金上乘せの対象外となる期間



申請からご利用までの流れ

① 申請手続



申請書類を「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」宛てに郵送

- ※ 封筒および切手は各自でご準備ください。
- ※ 申請書は福祉窓口等で配布するほか、東京都HPからダウンロードもできます。

② 登録内容の確認



東京都から申請者に送付される「登録結果通知書」で登録内容を確認

- ※ 書類審査および首都高速道路株式会社においてシステム登録が完了した後、申請書に記載の住所宛てに送付します。

③ 料金所での通行方法



登録した「自動車+車載器+ETCカードの組合せ」でETCレーンを通行すると、料金上乗せされません。

- ※出口通過時には上乗せ後の料金が案内されますが、上乗せされない料金で請求されます。

申請書類

必要書類（A・B共通で必要なもの）

- ① 申請書（様式）
- ② 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③ ETC車載器管理番号が確認できるもの ※ ETC車載器セットアップ申込書・証明書など

A
または
B
を
添
付

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

- ④ 障がい者手帳 ※ 住所、氏名、手帳番号および発行者が分かる部分全て
- ⑤ ETCカード（本人名義） ※ 未成年の方等で、本人以外の運転により料金上乗せの対象外とする場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- ④ 第一種社会福祉事業の場合：事業許可証
第二種社会福祉事業の場合：事業届出書一式（定款その他の基本約款を含む。）
- ⑤ ETCカード ※申請する車両のETC車載器に入れて利用するETCカード

【送付先】〒163-8001 東京都 都市整備局 都市基盤部内
「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」行

【申請期間】令和2年5月22日（金）まで 消印有効

- ※第2期の申請期間は令和2年7月1日（水）から7月31日（金）までを予定
- ※申請時期により「料金上乗せ対象外となる期間」が異なります。

【問合せ先】電話 03-5388-3390（平日9時から17時まで）
FAX 03-5388-1354（耳の不自由な方のFAX通信）

注）問合せ先は令和2年4月1日から変更となります。新番号は別途お知らせします。

